

議員発案第 1 号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成27年9月25日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 佐藤和雄

記

三条市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事故のため」を「疾病、出産その他の事由により」に改める。

第 78 条第 2 項中「速記法によって速記する」を「録音機による音声記録又は速記法により速記をする」に改める。

第 84 条中「事故のため」を「疾病、出産その他の事由により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第1号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（会議録の記載事項）

第78条

2 議事は、速記法によって速記する。

（欠席の届出）

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。